

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年6月1日～令和6年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：令和5年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 2年 6月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 3年 8月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 5年 4月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年2回）及び社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2：令和 6年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 3年 8月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 5年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始